○財務省告示第三百十号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十一条第一項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件（平成十年三月大蔵省告示第九十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年九月九日

財務大臣臨時代理
国務大臣　古川　元久

第一号に次のように加える。

タ　シリアのアル・アサド大統領及びその関係者等として外務大臣が定めるもの（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となるシリアのアル・アサド大統領及びその関係者等を指定する件（平成二十三年九月外務省告示第三百十五号）で定めるものをいう。）（以下「シリアのアル・アサド大統領及びその関係者等」という。）

第二号に次のように加える。

ヨ　シリアのアル・アサド大統領及びその関係者等

第三号に次のように加える。

ワ　シリアのアル・アサド大統領及びその関係者等

○経済産業省告示第百八十九号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第六条第一項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第十六条第一項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない支払等（平成二十一年経済産業省告示第二百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十三年九月九日から施行する。

平成二十三年九月九日

経済産業大臣　鉢呂　吉雄

第一号に次のように加える。

ワ　シリアのアル・アサド大統領及びその関係者等として外務大臣が定めるもの（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となるシリアのアル・アサド大統領及びその関係者等を指定する件（平成二十三年外務省告示第三百十五号）で定めるものをいう。）

○経済産業省告示第百九十号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十五条第一項の規定に基づき、外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引（平成十五年経済産業省告示第百九十三号）の一部を次のように改正し、平成二十三年九月九日から施行する。

平成二十三年九月九日

経済産業大臣　鉢呂　吉雄

第二号に次のように加える。

ワ　シリアのアル・アサド大統領及びその関係者等として外務大臣が定めるもの（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となるシリアのアル・アサド大統領及びその関係者等を指定する件（平成二十三年外務省告示第三百十五号）で定めるものをいう。）